申し込みのしおりは8月17日火から配布

桜木霊園 返還墓地使用者の募集

再整備が完了した返還墓地の使用者を募集します。

区画面積・募集区画数など

	区画面積	募集区 画数	永代使用料 [*] (墓石代、工事費は別)	管理料 (年額)		
	2.4~3.1m ²	39	375,000~484,375円			
	3.2~3.9m²	21	500,000~609,375円	E 020M		
	4.0~4.9m²	60	625,000~765,625円	5,020円		
	5.0~6.0m ²	50	781,250~937,500円			

*永代使用料は一括納付

申込資格 次の条件を全て満たす方

- 本市に住所を有し、1年以上継続して市内に居住している方
- 焼骨(分骨不可)を所持し、祭祀を主宰する方
- 現在、桜木霊園・平和公園の墓地(納骨堂を除く)の使用許可を 受けていない方
- 申込者と焼骨との続柄が配偶者、2親等内の血族、千葉市パート ナーシップ宣誓をしている者のいずれか

申込方法 8月17日以~9月7日以消印有効。申し込みのしおり(17日 から、桜木霊園管理事務所、生活衛生課、平和公園管理事務所、区 役所地域振興課で配布) に添付の申込書を、〒264-0028若葉区桜 木1-38-1桜木霊園管理事務所へ郵送または持参。電子申請も可(8 月17日以8:30~9月7日以17:00受信分有効)。

公開抽選 9月30日休13:30~15:00に、市役所8階正庁で公開抽選 (結果は全員に通知)。当選した方は、10月中に資格審査を行い、11 月に利用区画を抽選で決定し、来年2月以降に使用開始予定です。 詳しくは、 桜木霊園 返還墓地 募集 Q

間桜木霊園管理事務所 ☎231-0110 🕅 231-0124

8月は食中毒予防強調月間

食中毒に注意しましょう

気温が高くなるこの時期、細菌などによる食中毒が多数発生します。 家庭でも、次の点に注意しましょう。

細菌・ウイルスを付けない

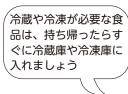
手や包丁・まな板などの調理器具に付着した細菌などを食品に付け ないために、適切に洗浄しましょう。

また、肉や魚などの調理前の食品と、生で食べる食品や調理済みの 食品を分けて取り扱いましょう。特に、魚介類は調理する前に流水で よく洗いましょう。

細菌を増やさない

食品に付着した細菌は、高温多湿な環境で活発に増殖するので、調 理した食品は早めに食べましょう。保存する場合は、冷蔵庫(10℃以

下) や冷凍庫(マイナス15℃以 下) に入れましょう。購入した食 品は表示の保存方法を確認し、適 温で増殖する細菌もいるので、冷 蔵庫を過信せず、早めに食べまし よう。





編集担当N

細菌・ウイルスなどをやっつける

細菌などは、加熱により減らすことができます。食べる直前に食品 の中心部まで十分に加熱(85~90℃で90秒以上)しましょう。生食 用の販売・提供が禁止されている牛・豚の肝臓(レバー)や豚肉(内臓 を含む)は、細菌や寄生虫感染などによる食中毒を避けるため、よく 焼いて食べましょう。特に、子どもや高齢の方など抵抗力が弱い方は、 食肉やカキなどの生食を控えましょう。

間食品安全課 ☎238-9935 Ѭ238-9936

介護保険施設などの居住費・食費、高額介護サービス費の負担限度額が変わります

介護保険施設などの居住費(滞在費)・食費における負担軽減の認定要件と負担限度額が8月利用分から変わります。 既に認定を受けている方も更新の手続きが必要です。手続方法など詳しくは、お問い合わせください。

		居住費·滞在費(日額)			食費(日額)		
	認定要件	ユニット 型個室	ユニット型 個室的多床室	従来型 個室	多床室	施設 入所	ショート ステイ
生活保護受給者や中国残留邦人等支援給付受給者などで、資産が 1,000万円(夫婦の場合2,000万円)以下の方			400ED	320円	O.T.	2000	2000
世帯全員	老齢福祉年金受給者で、資産が1,000万円 (夫婦の場合2,000万円) 以下の方	820円	490円	[490円]	0円	300円	300円
4)	合計所得金額と年金収入額の合計額が年額80万円以下で、資産が650万円(夫婦の場合1,650万円)以下の方	820円	490円	420円 [490円]	370円	390円	600円
が市民税非課税(世帯分離の配偶	合計所得金額と年金収入額の合計額が年額80万円超120万円 以下で、資産が550万円(夫婦の場合1,550万円)以下の方	1,310円	1,310円	820円 [1,310円]	370円	650円	1,000円
課の開機	合計所得金額と年金収入額の合計額が年額120万円超で、資産が500万円(夫婦の場合1,500万円)以下の方	1,310円	1,310円	820円 [1,310円]	370円	1,360円	1,300円

[]内は、介護老人保健施設・介護療養型医療施設・介護医療院・短期入所療養介護を利用する場合の金額

高額介護サービス費

利用者負担上限額を超えた分の金額を支給する高額介護サービス費の負担限度額が、8月利用分から変わります。 新たに対象となる方には、10月中旬に案内を郵送します。詳しくは、お問い合わせください。

		利用者負担段階区分	負担上限額(月額)	
	===	課税所得690万円以上の方	世帯140,100円	
	課税世帯	課税所得380万円以上690万円 未満の方	世帯93,000円	
		課税所得380万円未満の方	世帯44,400円	

	利用者負担段階区分	負担上限額(月額)
市世	下記以外の方	世帯24,600円
市民税品	合計所得金額と公的年金などの収入額の合計が年間80万円以下の方	世帯24,600円 個人15,000円
非課税	老龄福祉在全哥给老 生活促灌哥给老 由国建贸邦	個人15,000円
170	八寸又扱作り又加白なこ	

間保健福祉センター高齢障害支援課

中央 ☎221-2198 花見川 ☎275-6401 稲毛 ☎284-6242 若葉 ☎233-8264 緑 ☎292-9491 美浜 ☎270-4073 介護保険管理課 ☎245-5061 Ѭ245-5623